

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

吉岡町「人と自然が共生」する水環境再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

群馬県北群馬郡吉岡町

3．地域再生計画の区域

群馬県北群馬郡吉岡町の全域

4．地域再生計画の目標

吉岡町は、群馬県のほぼ中央に位置し、面積20.50km²、人口17,916人（平成17年4月）を有する、榛名山麓が形造る火山扇状地の展開の中に、利根川などの河川、船尾滝をはじめ、榛名山の南東山麓の緑など、豊かな水と緑に恵まれた自然環境に包まれている。

その一方で、本町は、周辺を地方中心都市として発展する前橋市、高崎市、さらには、渋川市に囲まれ、都市近郊農村として、これらの都市のベッドタウンとなっており、更に、上毛大橋、吉岡バイパス等の幹線交通網の整備が進んだことにより、交通の利便性が増し、大型店の進出等、一層の市街化傾向が促進されている。

しかしながら、市街化の進行に伴って、人口の増加、産業の進展も顕著であり、生活排水量も年々増加しており、河川をはじめとする公共用水域に汚水が流入して水質が低下し、水生生物の生息が見られる河川も年々減少している。

本町を流れる、利根川をはじめとする河川等公共用水域は、本町の豊かな自然を印象づける要素となっており、また、治水や利水など住民の暮らしを支える重要な機能を有していることから、これらの水環境の再生は急務な課題となっている。

町では、生活環境の改善と河川をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止を目的とし昭和58年度より公共下水道事業に着手し、昭和59年からは特定環境保全下水道事業を、さらに、平成4年からは、公共下水道の区域外周辺の農家集落に於いて、農業集落排水事業に取り組み、平成5年度からは、浄化槽（個人設置型）事業を展開してきた。また、吉岡町他7ヶ市町村で組合を組織し、様々な事業の事務を共同処理しており、そのうちの、し尿処理について、処理施設の維持管理と共に下水道等の整備と整合を図り、計画的な処理を行っている。

このため、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、約86%にまで達し公共用水域の水質も年々向上しているものの、昔のように安心して、子供が水遊びできるような環境には程遠い状況である。

平成13年度の「第4次吉岡町総合計画」策定にあたり、計画内容に反映するため、まちづくりの現状や、望ましい町の将来像とは何かなどを聴くために、住民意識調査を行ったところ水環境をはじめとする自然環境を充実すべきとの意見が多数を占めていた。このため、地域再生基盤強化交付金を用いて污水处理施設の整備をより一層促進することが必要であると共に、ボランティア団体による河川の水質調査・水質汚濁防止の監視、各行政区による河川清掃など住民参加による環境整備にも取り組み、環境意識の啓発に努め、住民と一体となって、河川をはじめとする公共用水域の水質向上をさらに図ることを推進する。こうした取り組みにより、昔のような、清流を再生し、水生生物の保護や子供達が安心して水遊び出来る水環境づくりなど、人と自然生態系が共生する環境の再生を目指す。

(目標) 污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を86%から95%に向上)

5. 目標を達成するために必要な事業

「5-1 全体の概要」

污水处理施設の整備をより一層促進するため、地域再生基盤強化交付金を用いて公共下水道区域(下水道法第4条第1項に定める事業計画の認可取得済)及び農業集落排水施設、浄化槽の3つの污水处理事業を一体的に展開し、污水处理施設の普及促進を目的とする。さらに、し尿処理についても、広域圏の事業を活用して計画的な処理を行う。一方では、住民と一体となって衛生的で快適な生活環境を創出する。

「5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業」

(1) 污水处理施設整備交付金を活用する事業

「事業主体」

- ・いずれも吉岡町

「施設の種類」

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)

「事業区域」

- ・公共下水道 吉岡町小倉地区・下野田地区
- ・農業集落排水施設 下水道法第4条第1項に定める認可区域外の小倉地区
- ・浄化槽 公共下水道、農業集落排水事業の区域外の地区

「事業期間」

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～21年度
- ・浄化槽 平成17年度～21年度

「事業費」

・公共下水道	520,000 千円		
（うち、国費	210,000 千円	単独	100,000 千円）
・農業集落排水施設	1,541,000 千円		
（うち、国費	750,500 千円	単独	40,000 千円）
・浄化槽	48,498 千円		
（うち、国費	16,166 千円	単独	千円）
・合計	2,109,498 千円		
（うち、国費	976,666 千円	単独	140,000 千円）

「整備量」

・公共下水道	汚水管	200	4,830 m、	圧送管	75 ~ 100	560 m
				マンホ - ルポンプ	3 箇所	
・農業集落排水施設	汚水管	150 ~ 200	9,300 m			
	圧送管	75 ~ 100	570 m			
	処理場	1 箇所				
・浄化槽（個人設置型）	5 人槽	83 基				
	7 人槽	108 基				
	10 人槽	13 基				

「5 - 3 その他の事業」

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置に寄らない独自の取り組み

- ・ボランティア団体による河川の水質調査・水質汚濁防止の取り組み
毎年、河川の水質調査を行い水質汚濁防止の監視をすることにより、河川など公共用水域の水質向上に取り組み、昔のような、清流を取り戻し水生生物の保護など水と自然生態系が共生する水環境の再生を図る。
- ・各行政区による河川清掃事業
地域が一体となり、地元を流れる河川の草刈り、ゴミ収集などを行うことにより、環境に対する意識の向上を図り、子供達が安心して水遊び出来る水環境づくりに努める。

6 . 「計画期間」

平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、地域再生計画の目標に掲げる数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて、町関係部署の職員を中心に構成する、「水環境再生計

画評価委員会（仮称）」を設立し、施設の整備状況について評価、検討を行い、必要に応じて事業の内容等の見直しを図る。また、整備された汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設）については、町が管理者となり定期的な水質検査、適切な維持管理を行う。浄化槽については、広報等で各自が自主的に定期検査を行うなど、適切な維持管理に努めるように意識の啓発を行う。河川等公共用水域の水質検査もボランティア団体に依頼し、その結果について広報等を通じ公表する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

広域圏（渋川地区広域市町村圏振興整備組合）の事業

- ・し尿処理
- ・処理施設の維持管理